綾瀬市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱

綾瀬市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱（平成２１年４月１日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この要綱は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第２項に規定する放課後児童健全育成事業を行う団体に対し補助を行うことについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和５１年綾瀬町規則第１５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学童　小学校１年生から小学校６年生までの児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童をいう。

(2) 施設　放課後児童健全育成事業を行うための施設をいう。

(3) 団体　放課後児童健全育成事業を行うものをいう。

(4) 指導員　綾瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年綾瀬市条例第２８号。以下「条例」という。）第１０条に定める放課後児童支援員及び補助員をいう。

(5) 支援単位　条例第１０条第４項に定める放課後児童健全育成事業を行う支援単位をいう。

（補助対象）

第３条　補助金の交付を受けることのできるものは、次に掲げる要件を備えているものとする。

(1) １支援単位当たりの学童の数が５人以上であること。

(2) 開所日数が１支援単位当たり年間２５０日（市長が適当と認める場合は、２００日）以上であること。

(3) １日の開所時間が、小学校の休業日以外の日は３時間以上、小学校の休業日は８時間以上であること。

（補助額等）

第４条　補助額は、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

２　補助金の額は、前項の規定に基づき算出した補助額と団体の当該年度予算の総事

業費から保育料収入及びその他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない額とする。

３　前２項の規定にかかわらず、団体の前年度繰越金額が第１項の規定に基づき算出した補助額の２分の１の額を超える場合には、前年度の総事業費から保育料及びその他の収入額を控除した額を上限とする。

（申請方法及び提出期限）

第５条　学童保育支援費又は施設支援費の交付を受けようとする団体は、放課後児童健全育成事業補助金（学童保育支援費・施設支援費）交付申請書（第１号様式）に規則第４条第２項各号に掲げる書類及び次に掲げる書類を添付し、交付を受けようとする年度の４月３０日までに申請しなければならない。ただし、年度の途中に団体が新設された場合又は支援単位の分割があった場合については、申請の期限を別に定めることができる。

(1) 団体の規約等

(2) 役員名簿

(3) 学童名簿（第２号様式）

(4) 指導員名簿（第３号様式）

(5) 保育できないことを証明する書類（就労証明、診断書等）

(6) 施設の案内図及び平面図（家具等の配置及び寸法が表示されているもの）

(7) 施設の賃貸借契約書の写し

(8) 損害賠償保険の証書の写し

(9) その他市長が必要と認める書類

２　障害児受入推進費の交付を受けようとする団体は、放課後児童健全育成事業補助金（障害児受入推進費）交付申請書（第４号様式）に次に掲げる書類を添付し、交付を受けようとする年度の４月３０日までに申請しなければならない。ただし、年度の途中に障害児が入所した場合は、申請の期限を別に定めることができる。

(1) 療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証書又は医師、児童相談所等が発行したこれらと同程度の障害を有していると認められる書類の写し

(2) 障害児を受け入れるための専任指導員名簿（第５号様式）

(3) その他市長が必要と認める書類

３　環境改善支援費のうち、転居等支援費の交付を受けようとする団体は、放課後児童健全育成事業補助金（環境改善支援費（転居等支援費））交付申請書（第６号様

式）に次に掲げる書類を添付し、市長の定める期日までに申請しなければならない。

(1) 施設の案内図及び平面図

(2) 施設の賃貸借契約書の写し

(3) 敷金、礼金及び手数料に係る領収書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

4　環境改善支援費のうち、増改築等工事費の交付を受けようとする団体は、放課後児童健全育成事業補助金（環境改善支援費（増改築等工事費））交付申請書（第７号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長の定める期日までに申請しなければならない。

(1) 施設の平面図、設計図等

(2) 見積書又は工事請負契約書等の写し

(3) 施設の賃貸人の同意書（施設を賃貸借契約している場合）

(4) その他市長が必要と認める書類

5　指導員研修費の交付を受けようとする団体は、放課後児童健全育成事業補助金（指導員研修費）交付申請書（第８号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長の定める期日までに申請しなければならない。

(1) 研修修了報告書

(2) 研修修了を証明する書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

6　第３項及び第４項の規定による申請は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、当該年度において１回とする。

7　第１項第１号、第２号若しくは第４号又は第２項第２号に掲げる書類の内容に変更が生じた場合は、速やかに書面にて報告しなければならない。

（交付条件）

第６条　補助金の交付を決定する場合には、規則第６条各号に掲げる条件を付するものとする。

（決定通知）

第７条　規則第７条の規定による通知は、放課後児童健全育成事業補助金（変更）交付決定通知書（第９号様式）によるものとする。

（申請の取下げ）

第８条　規則第８条第１項の市長の定める期日は、前条の通知を受けた日の翌日から

起算して１０日とする。

（変更等の申請）

第９条　規則第６条第１号及び第２号の承認を受けようとする場合は、放課後児童健全育成事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第１０号様式）に変更する補助区分、変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載した申請書に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

（状況報告）

第１０条　第５条第１項（学童保育支援費に限る。）及び第２項の規定に基づく補助金の交付決定を受けた団体は、放課後児童健全育成事業補助金実施状況報告書（第１１号様式）に学童の出席簿を添付し、各四半期終了の翌月１０日までに報告しなければならない。

（補助金の交付）

第１１条　第５条第１項及び第２項の規定に基づく補助金は、年額を交付決定し、四半期に分けて所要額を交付する。ただし、同条第１項ただし書又は同条第２項ただし書に規定する場合に該当したときは、その日の属する月から月割計算で交付決定し、所要額を交付する。

（実績報告）

第１２条　第５条第１項及び第２項の規定に基づく補助金の交付を受けた団体は、放課後児童健全育成事業補助金（学童保育支援費・施設支援費・障害児受入推進費）実績報告書（第１２号様式）に次に掲げる書類を添付し、当該会計年度終了後の４月３０日までに事業の実績を報告しなければならない。

(1) 事業実績内訳書

(2) 収支決算書

２　第５条第４項の規定に基づく補助金の交付を受けた団体は、放課後児童健全育成事業補助金（環境改善支援費（増改築等工事費））実績報告書（第１３号様式）に次に掲げる書類を添付し、当該工事完了後３０日以内に当該工事の実績を報告しなければならない。

(1) 増改築等工事に係る領収書の写し

(2) 写真（現況及び完成）

(3) その他市長が必要と認める書類

（書類の整備等）

第１３条　この要綱による補助金の交付決定を受けた団体は、補助事業に係る収入及び支出の経理状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、それらに関する証拠書類を整備し、保管するものとする。

２　前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して５年間保存するものとする。

（委任）

第１４条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年７月２０日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年７月３０日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附　則

この要綱は、令和４年９月８日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和５年９月６日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年８月７日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附　則

この要綱は、令和７年５月２３日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和８年５月１８日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

別表（第４条関係）

補助区分	科目	補助対象経費	区分	補助額（年額）
学童保育支援費	基本額	人件費及び学童の教材、保険料、施設等に係る経費	条例第１０条第２項本文のとおり放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を２人以上配置し、１支援単位の年間開所日数が２５０日以上の場合	１支援単位当たり 学童数　１９人以下 ５，１０７，０００円－(１９人－学童数)×２８，０００円
				１支援単位当たり 学童数　２０人以上３５人以下 ７，４９５，０００円－(３６人－学童数)×２６，０００円
				１支援単位当たり 学童数　３６人以上４５人以下 ７，４９５，０００円
				１支援単位当たり 学童数　４６人以上７０人以下 ７，４９５，０００円－(学童数－４５人)×９６，０００円
				１支援単位当たり 学童数　７１人以上 ４，９９７，０００円
			条例第１０条第２項ただし書又は同条第５項のとおり放課後児童支援員及び補助員を配置し、１支援単位の年間開所日数が２５０日以上の場合	１支援単位当たり 学童数　１９人以下 ３，０２８，０００円－(１９人－学童数)×２８，０００円
				１支援単位当たり 学童数　２０人以上３５人以下 ５，４１６，０００円－(３６人－学童数)×２６，０００円
				１支援単位当たり 学童数　３６人以上４５人以下 ５，４１６，０００円
				１支援単位当たり 学童数　４６人以上７０人以下 ５，４１６，０００円－(学童数－４５人)×９６，０００円
				１支援単位当たり 学童数　７１人以上 ２，９１７，０００円

			条例第１０条第２項本文のとおり放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を２人以上配置し、１支援単位の年間開所日数が２５０日未満の場合	１支援単位当たり 学童数　１９人以下 ３，７０４，０００円
				１支援単位当たり 学童数　２０人以上 ５，２２９，０００円
			条例第１０条第２項ただし書又は同条第５項のとおり放課後児童支援員及び補助員を配置し、１支援単位の年間開所日数が２５０日未満の場合	１支援単位当たり 学童数　１９人以下 ２，０５４，０００円
				１支援単位当たり 学童数　２０人以上 ３，５８０，０００円
	開所日数加算費	年間２５０日を超えて開設するに係る経費	条例第１０条第２項本文のとおり放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を２人以上配置した場合	１支援単位当たり （年間の１日８時間以上開所している日数－２５０日）×３１，０００円
			条例第１０条第２項ただし書又は同条第５項のとおり放課後児童支援員及び補助員を配置した場合	１支援単位当たり （年間の１日８時間以上開所している日数－２５０日）×２３，０００円
	長時間開所加算費（平日分）	１８時半を超えて開所することに伴う経費	条例第１０条第２項本文のとおり放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を２人以上配置し、１支援単位の年間開所日数が２５０日以上の場合	１支援単位当たり １８時半を超える時間の年間平均時間数×８０４，０００円
			条例第１０条第２項ただし書又は同条第５項のとおり放課後児童支援員及び補助員を配置し、１支援単位の年間開所日数が２５０日以上の場合	１支援単位当たり １８時半を超える時間の年間平均時間数×４９５，０００円

	長時間開所加算費（長期休暇分）	１日につき８時間を超えて開所することに伴う経費	条例第１０条第２項本文のとおり放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を２人以上配置し、１支援単位の年間開所日数が２５０日以上の場合	１支援単位当たり １日８時間を超える時間の年間平均時間×３６２，０００円
			条例第１０条第２項ただし書又は同条第５項のとおり放課後児童支援員及び補助員を配置し、１支援単位の年間開所日数が２５０日以上の場合	１支援単位当たり １日８時間を超える時間の年間平均時間×２２３，０００円
	小規模クラブ支援費	児童数が１９人以下のクラブを運営する経費		１支援単位当たり　７３５，０００円
施設支援費	家賃助成費（平成２５年度以降に新たに実施又は新たな受け皿の確保を図ったものに限る。）	学校敷地外の民家・アパート等を活用して実施する場合に必要な賃借料に係る経費		１支援単位当たり 施設の賃貸借に要する費用の月額１０万円を超えた額（１０万円限度）×１２箇月
障害児受入推進費	障害児加算費	障害児を受け入れるための専任指導員の給与等		１支援単位当たり　２，３５２，０００円

環境改善支援費	転居等支援費	転居等に係る経費		１支援単位１回当たり 　敷金、礼金及び手数料として支払った額に３分の２を乗じて得た額（千円未満切捨て、２０万円限度）。
	増改築等工事費	工事費等に係る経費		１支援単位１回当たり 　工事費等に要する額に３分の２を乗じて得た額（千円未満切捨て、２００万円限度）。
指導員研修費	放課後児童支援員等養成事業費	神奈川県主催の子育て支援員研修に参加するために必要な経費		１人当たり　７，５００円

備考

１　学童数は、申請月の初日に入所している学童の人数とする。

２　常勤職員とは、法定労働時間の範囲内において、原則として放課後健全育成事業を行う場所ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」のすべてを年間を通じて専ら育成支援の業務に従事している職員をいう。

３　転居等支援費の交付を受けた団体が、退去時において敷金の返戻が生じたときは、敷金の返戻金額に、転居等に係る経費の総額を市長が補助した額で除して得た割合を乗じた額（千円未満切捨て）を市長へ返還するものとする。

第１号様式（第５条関係）

放課後児童健全育成事業補助金（学童保育支援費・施設支援費）交付申請書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

申請者　所　在　地
名　　称
代表者氏名
連　絡　先

年度放課後児童健全育成事業補助金のうち、学童保育支援費・施設支援費の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　支援単位の名称
２　事業の期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
３　学　童　数　　人（平均利用人数：　　人）
４　指導員の配置　　放課後児童指導員：　　人（うち常勤　　人）
補助員：　　人
５　専用区画面積　　㎡（平均利用人数に基づいた１人当たりの面積：　　㎡）
６　交付申請額　　円
７　添 付 書 類
(1) 団体の規約等
(2) 役員名簿
(3) 学童名簿（第２号様式）
(4) 指導員名簿（第３号様式）
(5) 保育できないことを証明する書類（就労証明、診断書等）
(6) 事業計画書
(7) 収支予算書
(8) 施設の案内図及び平面図（家具等の配置及び寸法が表示されているもの）
(9) 施設の賃貸借契約書の写し
(10) 損害賠償保険の証書の写し

第２号様式（第５条関係）

学　　童　　名　　簿

施設名

学　童　氏　名	学校名及び学年	住　　所	保　護　者　名		備　考
	小学校　　年				
	小学校　　年				
	小学校　　年				
	小学校　　年				
	小学校　　年				
	小学校　　年				
	小学校　　年				
	小学校　　年				
	小学校　　年				
	小学校　　年				
	小学校　　年				
	小学校　　年				
	小学校　　年				
	小学校　　年				
	小学校　　年				
	小学校　　年				

第３号様式（第５条関係）

指　導　員　名　簿

施設名

氏名	職名 （常勤・ 非常勤）	職務の内容	採用年月日	指導員の資格要件		主な経歴
				資格の内容 （条例第１０条第３項の各号）	認定研修の修了	

１　職名の欄には、支援員、補助員の別を記載してください。
２　資格の欄には、支援員の職員にあっては綾瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第１０条第３項で定める資格の号を記載してください。
３　資格の内容については資格修了を証明するもの及び実務証明書を併せて添付してください。

第４号様式（第５条関係）

放課後児童健全育成事業補助金（障害児受入推進費）交付申請書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

申請者　所　在　地
名　　称
代表者氏名
連　絡　先

　　年度放課後児童健全育成事業補助金のうち、障害児受入推進費の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　交付申請額　　円

２　添 付 書 類

(1) 療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証書又は医師、児童相談所等が発行したこれらと同程度の障害を有していると認められる書類の写し

(2) 障害児を受け入れるための専任指導員名簿（第５号様式）

第５号様式（第５条関係）

専　任　指　導　員　名　簿

施設名

氏　　名	
住　　所	
資　　格	
経　　歴	
研修の受講歴	
担当学童名	

※　資格の欄には、綾瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第１０条第３項で定める資格の号を記載してください。

第６号様式（第５条関係）

放課後児童健全育成事業補助金（環境改善支援費（転居等支援費））交付申請書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

申請者　所　在　地
名　　称
代表者氏名
連　絡　先

　　年度放課後児童健全育成事業補助金のうち、環境改善支援費（転居等支援費）の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　交付申請額　　円

２　添 付 書 類

(1) 施設の案内図及び平面図

(2) 施設の賃貸借契約書の写し

(3) 敷金、礼金及び手数料に係る領収書の写し

第７号様式（第５条関係）

放課後児童健全育成事業補助金（環境改善支援費（増改築等工事費））交付申請書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

申請者　所　在　地
名　　称
代表者氏名
連　絡　先

　　年度放課後児童健全育成事業補助金のうち、環境改善支援費（増改築等工事費）の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　交付申請額　　円

２　添 付 書 類

(1) 施設の平面図、設計図等

(2) 見積書又は工事請負契約書等の写し

(3) 施設の賃貸人の同意書（施設を賃貸借契約している場合）

第８号様式（第５条関係）

放課後児童健全育成事業補助金（指導員研修費）交付申請書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

申請者　所　在　地
名　　称
代表者氏名
連　絡　先

　　年度放課後児童健全育成事業補助金のうち、指導員研修費の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　研修期間　　年　　月　　日～　　月　　日
２　研修会場
３　受講者人数　　名
４　交付申請額　　円
５　添付書類
（1）研修修了報告書
（2）研修修了を証明する書類の写し

第９号様式（第７条関係）

放課後児童健全育成事業補助金（変更）交付決定通知書

年　　月　　日

様

綾瀬市長　　㊞

　　年　　月　　日付けで申請のありました　　年度放課後児童健全育成事業補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第５条（第９条）の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

１　補助区分及び補助額

□　学童保育支援費	円
□　施設支援費	円
□　障害児受入推進費	円
□　環境改善支援費	円（□転居等支援費／□増改築等工事費）
□　指導員研修費	円
計	円

２　補助条件

第１０号様式（第９条関係）

放課後児童健全育成事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

申請者　所　在　地
名　　称
代表者氏名
連　絡　先

　　年　　月　　日付けで交付決定を受けた　　年度放課後児童健全育成事業補助金に係る補助事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

１　変更する補助区分

□　学童保育支援費
□　施　設　支　援　費
□　障害児受入推進費
□　環境改善支援費（□転居等支援費／□増改築等工事費）
□　指導員研修費

２　変更の内容

３　変更（中止・廃止）の理由

４　添付書類

第１１号様式（第１０条関係）

放課後児童健全育成事業補助金実施状況報告書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

報告者　所　在　地
名　　称
代表者氏名
連　絡　先

　　年　　月　　日付けで交付決定を受けた　　年度放課後児童健全育成事業補助金のうち、学童保育支援費及び障害児受入推進費に係る第　　四半期の実施状況を報告します。

添付書類

学童の出席簿

第１２号様式（第１２条関係）

放課後児童健全育成事業補助金（学童保育支援費・施設支援費・障害児受入推進費）実績報告書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

報告者　所　在　地
名　　称
代表者氏名
連　絡　先

年　　月　　日付けで交付決定を受けた　　年度放課後児童健全育成事業補助金のうち、学童保育支援費・施設支援費及び障害児受入推進費に係る実績を次のとおり報告します。

１　補助区分及び補助額

□　学童保育支援費　　円
□　施設支援費　　円
□　障害児受入推進費　　円
計　　円

２　添付書類

(1) 事業実績内訳書
(2) 収支決算書

第１３号様式（第１２条関係）

放課後児童健全育成事業補助金（環境改善支援費（増改築等工事費））実績報告書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

報告者　所　在　地
名　　称
代表者氏名
連　絡　先

　　年　　月　　日付けで交付決定を受けた　　年度放課後児童健全育成事業補助金のうち、環境改善支援費（増改築等工事費）に係る実績を次のとおり報告します。

１　補助額　　円

２　添付書類

(1) 増改築等工事に係る領収書の写し

(2) 写真（現況及び完成）